広報 あびこ

第265号
昭和44年2月8日

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
千葉県東葛飾郡我孫子町我孫子1858番地
電話 あびこ (0471) 82-1151 (大代表)
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月1日・16日 1部2円

交通安全年間スローガン

急停車されてもよい距離よい速度
親がまず手本を示そう正しい横断
みんなで歩いているときも
一人一人がよくちゅうい

本町・緑地区など給水工事行なう

工事の申込は指定工事店へ

昭和四十一年から五ケ年計画で行なわれている本町の水道事業は、現在三年目で配水管布設工事も計画どおり進行しております。

総延長六二、四七八メートル、地上式消火栓二九基、地下式消火栓一九二基の内大半の工事も終りつつあります。

それに伴いみなさんの家庭の蛇口までの給水装置工事を、昨年の十二月から今年の一月にかけて、常盤地区三〇〇戸、白山地区二五〇戸の工事を行ないましたが、一般家庭の井戸からの水圧とくらべ、三倍も圧力があるので非常に喜ばれています。

また、二月から、本町、緑寿、東我孫子地区の給水装置工事を行ないますが、それに先がけて我孫子町水道指定工事店の方々が、申込書を持ってみなさんの家庭を廻りますので、その時にお申込み願いたいと思います。指定工事店の方が廻って行かない場合には、直接左記の地区割をした工事店に電話連絡してください。

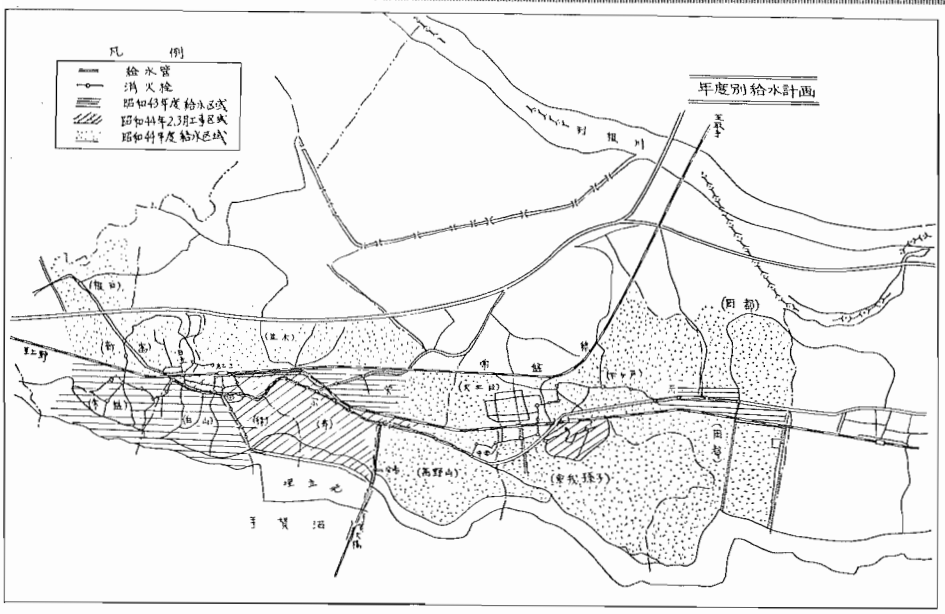

指定工事店

地区名	工事店名	電話
本町一丁目	寺尾水道工務店	八二一二七五八
〃二丁目	玉田電機設備工業	八二一二〇一八
緑一丁目	共栄設備	八二一三二四七
〃	流山設備	八二一三四二七
本町三丁目		
緑一・二丁目	島田管工	八二一〇一七一
寿一・二丁目		
東我孫子	共栄設備	八二一三二四七

これから町の水道本管が通っている処に、新築をするみなさんにお願いいたします。

新築をする場合、井戸を掘らないで町の水道を使用したい場合は、工事使用材料等に町の基準がありますので、指定工事店以外の方に工事をしてもらった場合、町としては保障が出来ませんので、確認申請書を提出する時に、必ず、水道管理事務所（電話内線二三〇番）へお問い合せください。

安全優良学校の表彰受ける

我孫子才四小学校

昭和四十三年度の学校保健、学校安全関係の表彰式が一月十七日県庁十階大会議室でおこなわれました。

我孫子才四小学校は学校安全優良校として県下十校の小学校に選ばれ表彰をうけました。

「町長さん、教育長さん私たちはこんど表彰をうけました。たいへん名誉なことだと思っています。これからも健康増進、安全につとめいっしょうけんめい勉強します！」と挨拶に訪ずれました。

町民の皆様、学童の安全のためにこれからも一層ご協力くださるようお願いいたします。

受賞の喜びを語る児童代表者と校長先生

第1小学校「たすけあい」作文コンクール知事賞

2年連続

私たちの住む町や不幸な人、気の毒な人のいない明るい住みよいところにするために、お互い助け合って暮していこうとする「たすけあい」の心を育てる作文のコンクールが千葉県、千葉県教育委員会、千葉県共同募金会などの主催で昨年十一月に実施されました。

このコンクールは昭和三十八年から千葉県の小中学生の作文をもとにしたもので、今回で十六回目を迎えました。

我孫子才一小学校でも、このコンクールには過去数回応募していました。

その結果、昨年度才一回の知事賞（学校賞）を獲得し、引き続いて本年度も知事賞になり連続受賞の栄誉（一月十七日受賞）に輝きました。

本年度は応募点数県下一二、一八三の多数にのぼりましたが、審査の結果我孫子才一小学校児童の個人賞として優良一（六年望月哲也）佳作二（六年長谷川努四年篠崎芳夫）と三名の入賞者を得ました。

過去にも我孫子才一小では個人賞として知事賞を授賞したことが二回あります。

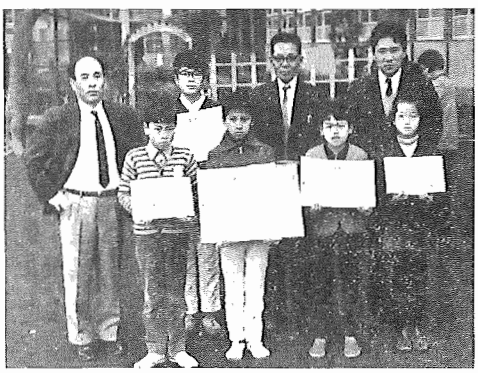
たすけあい作文で"知事賞"を受けた児童代表と各先生

全町一斉ネズミ退治

二月十七日から十九日

ご承知のように、ネズミは私たちの生活に数々の害を与えるばかりでなく、伝染病の媒介、農作物の損害など公衆衛生上にも被害を及ぼし生活を著しく阻害しております。

町では、例年のとおり町内のネズミを徹底的に駆除し、住みよい町づくりを進めるため次のとおり町内一斉ネズミ駆除を行ないますので御協力ください。

◎実施期間、二月十七日～十九日の三日間
◎実施区域、町内の全世帯ならびに全畑地
◎使用薬剤、家ネズミ……ネズミミロンM（クマリン系殺そ剤）野ネズミ……モノフォール酢酸ナトリューム（ツラトール）
◎薬剤の配布方法、家ネズミ用は各社会福祉実践団体長から配布します。野ネズミ用は各防除組合長に配布します。
◎注意事項
①効果をあげるため一斉に実施していただきます。なお、活発にえさをたべるときは四～五日続けてください。
②野ネズミ駆除薬剤は、人や家畜に大変有害ですから取扱いに充分注意してください。
③駆除実施後の畑は危険ですから二週間くらい立ち入らないようにするとともに犬（猟犬）や家畜は必ずつないでおいてください。

〔4月1日から〕

心身障害者扶養年金始まる

役場厚生課で受付中

千葉県では、ことしの四月一日から心身障害者扶養年金制度を実施いたすことになり、現在役場厚生課で受付を開始しております。この目的や範囲等詳細については左記のようになっておりますので、よくお読みの上お申込みをしてください。

△目的

心身障害者を持つ扶養者が自分の死後残された障害者をだれが見るか、つねに精神的、経済的な負担をかせられている現在、法律では十分な保障、援護施策がなく、扶養者は毎日不安な家庭をおくっているのが今の現況です。

このようなときに、心身障害者の扶養者の間で自己の負担においてもできるだけのことをしようという気運が高まり、これに対して千葉県単独で心身障害者を扶養する者の相互扶助に基づく「千葉県心身障害者扶養年金事業」を、昭和四十四年四月一日から実施し、心身障害者の生活の安定と福祉の向上をはかろうとするものです。

△加入できる者

日本国籍を有し、県内に居住する満二十才から満四十五才までの者で、団体定期生命保険契約の被保険者となれる心身障害者の扶養者です。

ただし、発足当初加入するときは、満六十才まで加入できます。

この事業に加入したものは、満七十五才まで加入を続けることができます。

このほか、特例加入による場合は、扶養資金を一括納付することにより加入できます。年令とか加入時期に制限はありません。

△心身障害者の範囲

心身障害者が将来独立して生計を営むことが困難な者で、次のいずれかに該当するものです。

一、身体障害のある者で、その程度が身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当するもの

二、精神薄弱者で、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所で判定されたもの

三、身体及び精神に障害のある者で、その障害の程度が一又は二と同程度以上と認められるもの

△扶養資金

加入者、又は特例加入者が、死亡し、又は疾病となった後における障害者への年金支給に必要な資金は、次により得ます。

一、団体定期生命保険契約による方法

加入者を被保険者とし、知事を保険契約者および保険金受取人とする団体定期生命保険契約（一年更新）を締結します。

なおこの保険金の額は、二六〇万円です。

二、特別加入による方法

特別加入者から、特別加入納付金として保険金相当額は、二六〇万円の一括納付を受けます。

△納付金と納付金の減額

加入者は、保険料相当額月額一、五〇〇円を納付金として毎月県に納付する訳ですが、加入者のうち生活が困難であったり又は、非常災害により納付金の全部が納付できないときは　その程度に応じていろいろな減免方法がございますので、申込みの時係におたずねください。

なお、加入者がその後県外に居住を移転したときは引続き納付金を納付することにより、加入を継続することができます。

△年金受取人

加入者、又は特例加入者が死亡し、又は疾病となった後に支給する年金の受取人となる者は、心身障害者とし、心身障害者以外のときは　心身障害者のために誠意をもって保護養育にあたると認められる者で加入者が指定した者です。

△年金の支給

加入者、又は特別加入者が死亡し、又は疾病となったときは、死亡し、又は疾病となったその月から心身障害者の死亡したその月まで、月額二〇、〇〇〇円の年金を年金受取人に支給し、受取った年金は心身障害者のために使用しなければなりません。

△弔慰金

加入者の生存中に心身障害者が死亡したときは、加入年数により一定額の弔慰金を支給いたします

△税制上の措置

事業の実施に伴い支給される年金額には所得税がかからず又、納付金についてはその年分の総所得金額から生命保険料控除が受けられます。

△申込期間

加入申込受付期間は昭和四十四年一月六日から昭和四十四年二月二十日までとし、この期間に申込まないときは翌年加入になります。

△申込場所

受付場所は、我孫子町役場厚生課で行なっており用紙は厚生課にあります

△納付金の納付場所

加入を承認された加入者が納付金を納入しようとするときは、我孫子町役場に毎月末日までに納付し町ではこれを県へ納付いたします。

△その他

この心身障害者扶養年金事業については、わからないことがありましたら役場厚生課、東葛飾支庁社会福祉課にご相談ください。

なお、加入申込みをしようとする者で、その扶養する心身障害者が、身体に障害があるが者でまだ身体障害者手帳を所持していないときは、その旨を我孫子町役場厚生課に申し出て至急に申請してください。

又、精神薄弱者で、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所で判定を受けた者は、その証明書を取り寄せ加入申込みのときに添付し、まだ判定を受けてないときは至急に受けてください。

これから判定を受けようとする者で、地域的に人数のまとまりのある場合は、役場に連絡すれば出張相談（判定）をするようにいたしております

≪早い通報少ない損害≫

火災救急は……119番

布佐地区の火災は2110番

話し中の時は……

……(0471)82—0119番へ

犬の正しい飼い方

最近、犬によるこう傷事故および農作物、家畜等の被害が多発している現状にかんがみ、これらの被害を防止するため野犬の一掃ならびに放し飼いをなくし、正しい犬の飼い方を普及し町民の犬に起因する諸種の不安を解消すると共に、狂犬病予防および千葉県犬取締条例の趣旨の徹底を図り、犬による被害をなくし明るく住みよい町にする為、皆さんの協力をお願いいたします。

一、狂犬病予防法について

▼生後三ヶ月以上の犬は毎年一回の登録と、春秋の二回予防注射を必ず受けて下さい。

▼登録、注射を受ける場合は、保健所ならびに役場で行なう年二回の集合注射を利用すると便利です。

▼飼い犬が年度途中で生後三ヶ月以上になったとき、又は譲り受けた時は保健所若しくは役場において登録し、予防注射を受けて下さい。

▼登録および予防注射の済んだものについては、犬の首輪に必ず鑑札、注射済票をつけておいて下さい。

二、千葉県犬取締条例について

▼飼い犬は必ずつないで飼うこと。管理者が正当な理由なくして飼い犬を放し飼いしていると罰せられます。

▼飼い犬を飼う場所は常に清潔にし、他人に迷惑をかけないよう管理して下さい。

▼飼い犬のいる家には、門柱その他見やすい場所に飼い犬かいる事を表示して下さい。

▼不用犬は毎月第一、第三水曜日、午後二時三十分から三時までに役場に持参して下さいその他仔犬は適当な箱に入れ持参願います。

▼飼い犬が人をかんだときは、保健所へ届け出て下さい。

三、その他

▼登録および予防注射をし、かつ鑑札および予防注射済票のついている犬でも放し飼いをしている場合は捕獲されます。

母子福祉推進員決まる

生活の安定と向上に活躍

我孫子町母子福祉推進員任期満了に伴い、昭和四十三年十二月一日から昭和四十六年十一月三十日までの期間次のとおり推進員が決まりました。

推進員は担当地域の母子家庭の実態を把握し、母子相談員（東葛飾支庁社会福祉課）と常に密接な連絡を図るとともに、地域の民生児童委員とも連絡を密接にし、援助指導を必要とする母子家庭の発見に努め、相談相手となり常に、母子家庭に対して、その生活の安定と向上のため、児童においては心身ともに健やかに育成され、その母は健康で文化的な生活が出来るよう県知事から委嘱された推進員であります。

その主な相談内容は資金の貸付として、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、転宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、就学支度資金、修学資金、修業資金等でその他としては、公共団体事務所内の売店等の設置許可専売品販売の許可、母子の雇用に関する協力等いろいろな問題があると思われますので、担当母子福祉推進員を認識されご相談してください。

母子福祉推進員

担当区	氏名	住所
久寺家、土谷津	飯田　美知	久寺家　321
根戸、新宮	増田　孝子	根戸　1048
常盤	野口　みつ	根戸　1085
本町	小鹿　佐久	本町　3—10—16
白山　1	松本ハツエ	白山　1—22—6
白山　2	横山　たけ	白山　2—8—25
緑、寿　1	鈴木　千代	寿　1—1—2
寿　2、栄	中村　利子	寿　1—19—2
並木	山田　アサ	我孫子　739
高野山	岡田　けい	高野山　291
東我孫子、天王台	大谷　昌子	岡発戸　1172
下ケ戸、岡都	林　ソメ	岡発戸　846
青山、栄崎	須藤ふみ子	栄崎　967
中峠上	角川　初江	中峠　1059
中峠下	飯塚　くま	中峠　1403
中里、湖北台	中村　八重	中里　299
朝日、新木	鈴木　あい	新木　2058
布佐台、布佐下	加藤　冨美	江蔵地　725
布佐東	篠崎　登美	布佐　2806
都	松島　静江	都　13

ゴミの容器はポリバケツを

ゴミの無料収集は昭和三十八年から行なわれていますが、最近指定されている容器に入れずに、紙袋や、ダンボール箱に入れたものが多くなりました。

これは、環境衛生上近所迷惑にもなりますし、焼却処分できるかどうか内容も調べなければならず、収集能率も低下します。ゴミは必らずポリバケツをご使用ください。

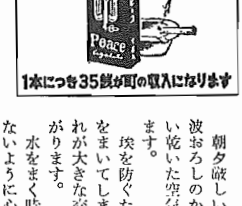

▽清掃環境衛生作業員募集

町では、清掃環境衛生作業員をつぎのとおり募集します。

▼募集人員　運転手三名　作業員二名

▼応募資格　十六才以上四十才以下の男子

▼給与　面談の上決定

希望者は履歴書持参の上清掃事務所へおいでください。

【前号訂正】

昭和四十四年二月一日発行第二六四号の一面、「第一回臨時議会終る」の文中で二段目右から十三行目の我孫子町福祉センター設置及び管理に関する条例が可決されましたと掲載いたしましたが、次の定例会（三月）まで継続審査でありますので訂正しお詫びいたします。

□皇居参観は事前に連絡を

皇居参観を希望される方は、宮内庁の都合などにより参観できない日もありますので、あらかじめ事前につぎの所へ連絡してください。

東京都千代田区千代田一—一皇居内宮内庁管理課参観係　郵便番号一〇〇　電話（二一三）—一一一一

◎道路に水をまかないで

朝夕厳しい冬が続き、筑波おろしのからっ風が冷たい乾いた空気をはこんできます。

埃を防ぐため道路上に水をまいてしまいますが、これが大きな交通事故につながります。

水をまく時は路上にまかないように心がけてください。